

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和2年5月12日

事業所名:あふたあすくうる こぐま

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○			定員に対し1.3倍の広さを有しているので、ゆったりと過ごしてもらえるスペースがある。
	2	職員の配置数は適切である	○			法令の基準以上の人員を配置している。
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	○			玄関入り口には2cm弱の段差があるが、駐車場からスロープもあり車いすに乗ったまま入室できるようバリアフリー化に配慮している。
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○			職員間で意見交換を行い適切に行っている。
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○			毎月家庭訪問を行い各保護者の意向を把握するよう努めている。アンケート結果を基に保護者等の意向を把握し、事業所でも対応可能なことから取り組むようにしている。
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○			当社HPIにて公開している。
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		第三者による外部評価は行っていないが、法人内でその事業所に属さない人員により業務管理を行っている。
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○			職員の資質向上などを意図し、定期的に法人内で研修を行っている。
適切な支援の提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	○			放課後等デイサービスの根幹をなるところなので、法人として丁寧に対応するよう心掛けている。
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している		○		日常生活での困りごとを減らしQOLを高めるような支援につながるアセスメントを行うようにしている。今後、標準化されたアセスメントツールも導入していきたい。
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	○			児童発達支援管理責任者、児童指導員、障害福祉サービス経験者がチームとなって対応している。
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している				児童さんの状況に応じたプログラムの立案・実施・評価・見直しを行っている。
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	○			利用される時間に応じて活動プログラムを構築するようにしている。
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	○			上記記載の通り、各児童さんの状況に応じた放課後等デイサービス計画を作成している。
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○			毎回打合せを行い、支援の内容や役割分担を職員間で確認し支援を行っている。
16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○			毎日各児童さんごとに療育記録シートを作成し、振り返りをしやすくし、気付いた点等を共有している。	
17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○			毎日とっている療育記録などから、支援の検証を行いより良い支援につなげるようにしている。	

関係機関や保護者との連携	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	○		日々の療育の中で変化等に気付いたときは、直ぐにモニタリングを行い計画の見直しの必要性を判断している。	
	19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ合わせて支援を行っている	○		自立支援と日常生活の充実のための活動、創作活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供など複数の活動を組み合わせ合わせた支援を行っている。	
	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		主に児童発達支援管理責任者が参画している。	
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	○		学校との連携は非常に重要なので、必要に応じ情報共有、連絡調整を行っている。	
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	○		現状、医療的ケアが必要な児童さんは通所されていないが、医療的ケアの要否にかかわらずアセスメント時には主治医を確認し、状況に応じて情報共有、連絡調整を行っている。	
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	○		保護者を通じて情報提供を受けることが多く、直接のやり取りは必要に応じて行っている。	
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している		○	それまでの支援内容等の情報を提供する用意はできているが、移行先の障害福祉サービス事業所等から申し入れがない。	
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		必要に応じて、関係機関と連携し支援に活かしている。	
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		○	外出時などに、地域の児童さんとともに遊ぶことはあるが、定期的な交流は行っていない。	
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	○		児童発達支援管理責任者が会合等に参加している。	
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		日々の療育の中で変化等に気付いたときは、直ぐに保護者と連絡を取り合い共通理解を持つように努めている。	
	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	○		支援の統一化を図るために事業所として取り組んでいることの情報共有を行い、保護者の方にも協力してもらえるよう連携に努めている。	
	保護者への説	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		どれも重要事項であるが、とくに支援の内容については児童さんの療育に直接かわる事柄なのでより丁寧な説明をするように努めている。
		31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		保護者からの相談があったときは、面談や電話などで必要な助言と支援を行うようにしている。
		32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		○	4か月に一回懇親会を開催し、保護者同士の連携を支援している。
		33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	○		苦情対応窓口を設置している。過去の課題から苦情やご意見があった場合、担当者がすぐに対応できるようにしている。

説明責任等	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○			定期的に活動概要や行事予定などの告知を会報などで発信している。
	35	個人情報に十分注意している	○			法人内で規約を定め、法令のみならず規約も遵守するよう従業員に通達し誓約書も提出してもらっている。
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○			より良い支援のためには児童さんや保護者の意思確認は重要であり、意思の疎通や情報伝達のための配慮が行き届くよう努めている。
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○			現在行事は開催することはしていないが、日々の活動の中で地域の方から寄付を頂いたり、外出時地域の子もたちと交流するなど地域との関係は良好である。
非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	○			緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルは策定して。再度、職員や保護者に周知することを予定している。
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○			定期的に訓練などは行っており、職員にも有事の際の行動指針を伝えて非常災害の発生に備えている。
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○			「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を基に研修を行っている。
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	○			左記の文言の通り。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	-	-	-	食物アレルギーのある児童さんが通所されたことはないが、通所された場合は医師の指示に従って対応する。
43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○			法人内で従業員全員にヒヤリハットの報告を義務付けており、法人内でヒヤリハット報告書を蓄積し共有している。	